

村からのお知らせ をまとめてお届け!



■ 令和2年4月15日発行 No.018  
 ■ 編集・発行 昭和役場 総務課 総務企画係  
 〒 968-0103 福島県大沼郡昭和村大字下中津川字中島 652  
 TEL 0241-57-2111 FAX 0241-57-3044 (代表)

**周知 診療所からのお知らせ**

直近の診療日をご案内いたします。  
 コロナウイルス感染症対策にご協力ください。

- **内科は毎週水曜日が一般外来休診日です。**  
 (検査・昭和ホーム回診・往診日、急患応相談)
- **歯科は完全予約診療です。**  
 (急患応相談、事前にお電話ください。)
- **土日祝日は休診です。**

月日	内科	歯科	バス
20日(月)	○	○	下中津川
21日(火)	○	○	上昭和
22日(水)	検査日	○	
23日(木)	○	○	松山～野尻
24日(金)	○	○	大芦
27日(月)	○	○	下中津川
28日(火)	○	○	上昭和
29日(水・祝)	祝日のため休診		
30日(木)	○	○	松山～野尻
5月1日(金)	○	○	大芦
5月2日～6日祝日連休のため休診 ※4日のみ内科休日救急当番のため診療日			
7日(木)	○	○	松山～野尻
8日(金)	○	○	大芦
11日(月)	○	○	下中津川
12日(火)	○	○	上昭和
13日(水)	検査日	○	
14日(木)	○	○	松山～野尻
15日(金)	○	○	大芦

- **内科午前の診療は送迎バス利用者が優先となりますので予めご了承ください。**
  - **内科 診療時間**  
 午前 9:00～11:30 (受付 11:15 まで)  
 午後 14:00～16:00 (受付 16:00 まで)
  - **歯科 診療時間**  
 午前 9:00～11:30  
 午後 13:30～16:00
- ☎ 診療所 ☎ 57-2255

**周知 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う イベント・事業等の中止等について**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、次のイベント・事業は中止・延期・縮小となりますので、お知らせします。

日程	イベント・事業名	区分
4/16	第53回昭和村総合運動会 実行委員会	中止
4/25	昭和の森キャンプ場オープン	延期
4/25	ぼっこやまてづくりマーケット	中止
4/29	喰丸小「昭和の日イベント」	中止
4/30	移動図書館あづま号 来村	中止
5/3	昭和村消防団春季検閲式	中止
5/7	千歳学級 「福島県立美術館 鑑賞会」	中止
5/15	からむし織体験生歓迎会	中止
5/16-17	草加市民 春の昭和村体験ツアー	中止
5/30	御前ヶ岳登山	中止
5/31	第53回昭和村総合運動会	中止
6/6	ぼっこやまてづくりマーケット	中止
6/13-14	からむし市	延期
—	博物館糸づくり・布づくり実演	中止

☎ 新型コロナウイルス感染症対策本部  
 (保健福祉課) ☎ 57-2645

▶ 裏面にも、お知らせ(募集)がございますので、ご確認ください。

## 「刃物研ぎ教室」開催

お気に入りの大切な刃物を、自分の手で切れ味よく研いでみませんか。

「研ぎ」に悩んでいる方、興味のある方。

お気軽にご参加ください。

刃物が切れると、きっと仕事がかどります。

- 開催日 ①令和2年5月9日(土)  
②令和2年5月14日(木)  
③令和2年5月16日(土)
- 時間 各回 計6回(内容は同じです)  
午前の部 9:00～12:00  
午後の部 13:30～16:30

●対応刃物 鎌・鉈・包丁・小刀・鋏・押切

●定員 各回 4人

※新型コロナウイルス感染症の感染予防対策のため、定員を少なく設定させていただきました。

●場所 昭和村公民館 1階調理実習室

●講師 地域おこし協力隊 押部僚太

●内容 刃物全般の研ぎ方の説明と実践

●参加費 無料

●持ち物 研ぎたい刃物・汚れても良いタオル・作業しやすい服装

●申込方法 お知らせ版最終頁の申込用紙に**希望日と研ぎたい刃物の種類をご記入の上、各回の前日までに**、公民館へお申し込みください。お電話でも結構です。

☎ 昭和村公民館 ☎ 57-2114

## 福島県遊休施設等活用事業補助金の募集開始について

福島県では、民間事業者等が行う遊休施設（空き家等）を活用し、移住希望者等の住まい、仕事、交流の場を確保し、移住希望者等の受入促進を図る事業に要する経費について、補助を行っております。

このことについて、下記のとおり募集を行いますので、お知らせします。

補助内容	現在使用されていない家屋を移住希望者等のための「住まい・仕事・交流の場」を確保するための事業経費の4分の3以内。 (上限500万円)
補助対象経費	(1) 遊休施設等の整備・改修等に要する工事費・設計費 (2) 遊休施設等をテレワーク環境整備するための消耗品費等
補助対象者	県内に事務所を有する企業及び団体であり、継続的な活動が行われていること。
応募方法	村の審査を経て、県へ補助金申請をします。 上記の他に細かな要件がございますので、本補助金の申請を希望される場合は、 <b>4月27日までに</b> 観光交流係へご連絡ください。

☎ 観光交流係 ☎ 57-2124

## 農耕車の事故防止について

これから農耕車を運転する機会も多くなりますので、農耕車での事故防止に向けて、以下の点に注意をお願いします。

### ○農耕車も車です。ルールを守りましょう

- ・道路上に路上駐車しての作業は、危険です。
- ・横断、転回時は特に安全確認を

### ○道路の形状、状態にあわせた確実な操作を！

- ・傾斜がきつい法面は無理してのぼらない。  
転落や下敷き等の事故につながります。
- ・周囲の安全をよく確認する。  
路肩から落ちないように注意しましょう

### ○事故の被害を防止する、命を守る

- ・作業は暗くなる前に終わりましょう。
- ・「低速車マーク」「反射板」を後ろに取り付けて。
- ・運転者自身も「反射材」を身につけて。  
駐在所に配布用があります。
- ・安全キャブ、安全フレームの装着と、  
シートベルトの着用を。

☎ 会津坂下警察署 昭和駐在所 ☎ 57-2110

## 周知 令和2年度 昭和村の補助金・助成金等一覧表

令和2年度、村民のみなさまにご活用いただける補助事業等を分野ごとに取りまとめました。その概要をお知らせしますので、詳細は各担当までお問い合わせください。

### 医療

No.	事業名	事業概要	補助率	補助上限額	担当
1	妊産婦健康診査 助成事業	妊娠届け時に交付される妊婦一般健康診査受診票を医療機関に提出することで、産前15回、産後1回の妊産婦健診が無料で受けられます。里帰り等により県外の医療機関で受診する場合は、助成方法が異なりますのでご相談ください。	—	—	保健福祉課 保健係 ☎ 57-2645

### 福祉

No.	事業名	事業概要	補助率	補助上限額	担当
1	高齢者世帯援助金	本村の住民で定住(5年以上)の意思のある高齢者世帯(世帯員のいずれかが70歳に達した世帯、ただし、その世帯に65歳未満の配偶者または同居者がいる世帯は非該当)の住民が排除雪(屋根ぐし電熱線や消雪用設備等)を整備したときに、その費用の一部を助成します。	1/2	屋根ぐし電熱線 20万円  消雪設備等 15万円	総務課 総務企画係 ☎ 57-2111
2	高齢者世帯等 除雪費用助成事業	昭和村社会福祉協議会で実施する除雪支援事業(除雪機械貸出事業も含む)を利用した高齢者世帯等に対して、かかった費用の一部を助成します。	1/3	2万円	保健福祉課 ☎ 57-2645 社会福祉協議会 ☎ 57-2655
3	除雪支援事業 支援者確保助成金	昭和村社会福祉協議会で実施する除雪支援事業の作業員登録をすることを条件に、除雪機械運搬車及び除雪機械の購入に係る費用の一部を助成します。	1/3	50万円	社会福祉協議会 ☎ 57-2655
4	ボランティア団体 支援助成金	村内のボランティア団体が継続して活動できるように、運営費の一部を助成します。	—	1.7万円	社会福祉協議会 ☎ 57-2655
5	ボランティア活動 助成金	村内のボランティア団体が行うボランティア活動に対して費用の一部を助成します。	—	3万円	社会福祉協議会 ☎ 57-2655

(次ページへ続きます。)

# 農業

No.	事業名	事業概要	補助率	補助上限額	担当
1	担い手農業者支援事業	人・農地プランで地域の中心となる経営体に指定されている方で、所得向上及び地域農業の振興、農地の有効活用を図るために、販売を目的に行う農業生産に必要な農機具を導入する農業者に導入費用の一部を補助します。	1/2	200万円	産業建設課 産業係 ☎ 57-2117
2	有害鳥獣防護柵等設置事業	有害鳥獣による農作物等への被害防止、又は軽減するため、有害鳥獣防護柵等を導入する費用の一部を助成します。	【個人】 1/2 【団体】 3/4	【個人】 10万円 【団体】 75万円	産業建設課 産業係 ☎ 57-2117
3	新規狩猟者育成事業	昭和村における有害鳥獣による農林業等への被害防止と有害鳥獣捕獲に従事できる者の育成を図るため、新規にわな猟免許を取得する方に対し費用の一部を助成します。	7/10	—	産業建設課 産業係 ☎ 57-2117
4	病虫害防除事業	昭和村病虫害防除団及び福島県農業普及所等が実施したカメムシ発生状況調査により、防除が必要とされた場合に、農業者が実施するカメムシ防除に要する薬剤の一部を助成します。	5/10	—	産業建設課 産業係 ☎ 57-2117
5	特産物商品化支援事業	昭和村で生産された特産物を商品化、販売する経費に対して助成します。	—	1件につき 30万円	産業建設課 産業係 ☎ 57-2117

# 就労

No.	事業名	事業概要	補助率	補助上限額	担当
1	除雪オペレーター育成支援事業補助金	村内の国道・県道・村道及び公共施設の除雪を行う村内事業所及び村直営オペレーターに対して、免許取得時の経費の一部を助成します。	1/2	10万円	産業建設課 建設係 ☎ 57-2123

(次ページへ続きます。)

# 定住

No.	事業名	事業概要	補助率	補助上限額	担当
1	空き家住宅改修援助金	定住を目的として、空き家バンクに登録された物件の必要な改修・修繕等を行う所有者もしくは利用者に対してその費用の一部を助成します。	2/3	100万円	総務課 総務企画係 ☎ 57-2111
2	就職奨励金	本村の住民で、定住(5年以上)の意思のある新卒者、50歳未満のUターン者等が事業所または自営業に就職したときもしくは、50歳未満のKターン者が12月以上就職を継続した状態で定住する意思を表示したときなどに就職奨励金を支給します。ただし、官公署及び村が出資している団体等規則で定める事業所は該当となりません。	—	10万円	総務課 総務企画係 ☎ 57-2111
3	出産祝金	本村の住民で、定住(5年以上)の意思のある方が新生児を出産したとき、出産祝金を支給します。	—	10万円/人	総務課 総務企画係 ☎ 57-2111
4	結婚祝金	本村の住民で、定住(5年以上)の意思のある方が婚姻(いずれかが初婚)をしたとき、結婚祝金を支給します。	—	10万円/組	総務課 総務企画係 ☎ 57-2111
5	結婚資金貸付金 利子援助金	本村の住民で定住(5年以上)の意思のある方が、婚姻または婚姻しようとするために必要な資金の貸付(限度額250万円)を受けた場合において、当該借入金に利子(償還期間5年以内、年利7%以内)が生じた時に、利子援助金を支給します。	定額	—	総務課 総務企画係 ☎ 57-2111
6	空家解体費用補助金	自己の所有する空家(居住目的)で、村空家対策等協議会が認定する「特定空家」の解体及び撤去を行う方に対してその費用の一部を助成します。	2/3	100万円	総務課 総務企画係 ☎ 57-2111
7	夢見る若者 応援事業	16歳以上45歳までの者2名以上で構成する団体が、地域や昭和村全体の活性化につながる取組を行う際に必要な事業経費を補助します。	定額	50万円	総務課 総務企画係 ☎ 57-2111

(次ページへ続きます。)

# 子育て

No.	事業名	事業概要	補助率	補助上限額	担当
1	産後ケア事業	<p>出産後1年以内の産婦と乳児を対象に、産後の体調不良や育児不安の軽減に対応するため、助産院等で宿泊や日帰りで助産師や看護師のケアや授乳指導を受ける費用の一部を助成します。</p> <p>【個人負担】</p> <p>1: 宿泊ケア 1泊2日 3,000円 2: 日帰りケア 1日 1,500円</p>	—	<p>宿泊ケア 7日まで</p> <p>日帰りケア 5日まで</p>	<p>保健福祉課 保健係 ☎ 57-2645</p>
2	1ヶ月児健康診査助成事業	<p>病院や産院における生後1ヶ月児健康診査費用を助成します。</p>	—	5,000円	<p>保健福祉課 保健係 ☎ 57-2645</p>
3	昭和村就学援助費	<p>経済的理由によって就学困難と認められる昭和村の小学校・中学校に通う児童・生徒の保護者に対して、学用品費・通学用品費等の就学上必要な経費の一部を援助します。</p>	—	—	<p>教育委員会 ☎ 57-2111</p>
4	奨学資金貸付金	<p>以下の資格要件に該当した学生に対して奨学資金を貸付します。</p> <p>①高等学校、大学及び高等専門学校又は専修学校に在学又は入学が決定した者で、品行が正しく、学術に優れ健康であること。</p> <p>②昭和村内に本人又は保護者が引き続き1ヶ年以上住所を有していること。</p> <p>③経済的理由により、修学が困難と認められること。</p> <p>※奨学生選考委員会で審議し、昭和村教育委員会教育長が決定します。</p>	—	<p>高校生 月額3万円以内</p> <p>大学生等 月額5万円以内</p>	<p>教育委員会 ☎ 57-2111</p>

## 周知 農作業機付き農耕トラクタの公道走行について

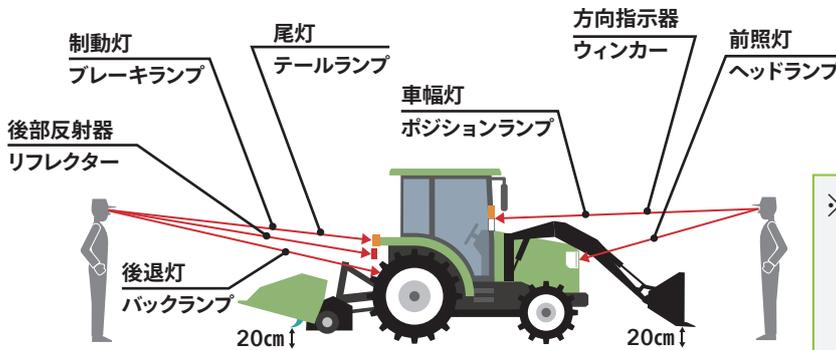
道路運送車両法の運用の見直しにより、直接装着するタイプの作業機をつけたトラクターが公道を走行するにあたっての基準が明確化されました。トラクターと作業機の組み合わせによっては、追加で反射器等の取り付けが必要なことから、その概要をお知らせします。

### 公道走行ができる農耕トラクタは？

作業機を装着していない状態で、道路運送車両の技術基準（保安基準）の適合性を確保できる農耕トラクタ（小型特殊自動車及び大型特殊自動車）が前提です。

### 公道走行をするために

#### 灯火装置の視認性確認



道路走行に支障がない位置まで作業機を上昇させて灯火装置等が視認できるかを確認してください。

例) ロータリの場合、耕うん爪を地面から20cm持ち上げた状態で確認

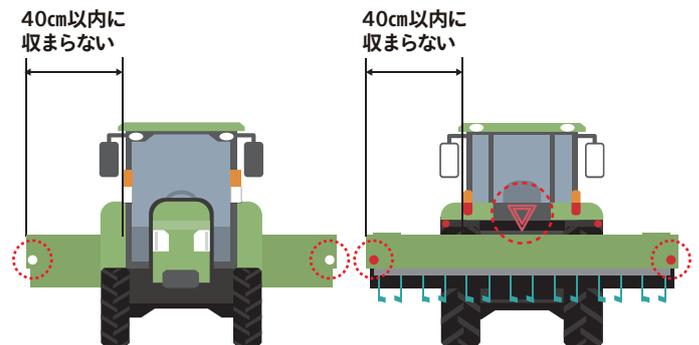
※全長 4.7m 以下、全幅 1.7m 以下、全高 2.8m 以下かつ最高速度 15km/h 以下のトラクタの場合、車幅灯、尾灯、後退灯は取り付け義務がないので、トラクタに装備されていない場合は確認不要です。

### 具体的には

以下の4点を全て満たす必要があります。

- ・作業機装着状態での寸法が次に納まる  
全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.8m以下
- ・最高速度が15km/h以下
- ・作業機装着状態で全ての灯火装置及び反射器が視認できる。
- ・最外側から灯火装置及び反射器は40cm以内

✗ 作業機の全幅（最外側）から、40cm以内に収まらない場合は？

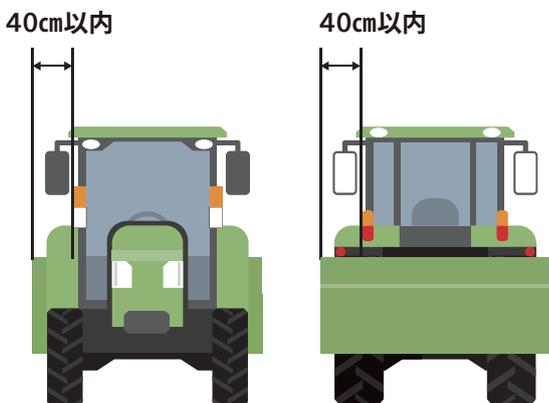


- ・作業機の前面の両側の可能な限り最外側に、白色反射器を備えること
- ・作業機の後面の両側の可能な限り最外側に、赤色反射器を備えること
- ・制限を受けた自動車の標識（▽）を後面に装着すること

✗ 作業機の全幅が1.7mを超えた場合は？ ※2.5mまで

上記の対応に加え、

- ・左右のミラーの装備
- ・大型特殊自動車免許（農耕車限定可）が必要



公道走行可能です。

※小型特殊自動車免許が必要

# お申し込み一覧

生涯学習講座「刃物研ぎ教室」 ▶ 昭和村公民館 FAX 58-1010

氏名	電話番号	希望日時	刃物の種類
		5月 9日(土) 午前・午後 5月 14日(木) 午前・午後 5月 16日(土) 午前・午後	
		5月 9日(土) 午前・午後 5月 14日(木) 午前・午後 5月 16日(土) 午前・午後	